

長野県森林作業道作設指針

平成 23 年 8 月 1 日
23 森推第 325 号

森林造成補助事業に付帯する森林作業道（以下「作業道」という。）の開設及びその補助金の査定については、「森林造成事業補助金交付要綱」（昭和 49 年長野県告示第 481 号）、「信州の森林づくり事業実施要領」（昭和 55 年 3 月 3 日付け 54 営林第 405 号林務部長通知）、長野県森林作業道作設マニュアル（（以下「マニュアル」という。））、及び森林作業道作設指針の制定について（平成 22 年 11 月 17 日付林整整第 656 号林野庁長官通知（以下「作設指針」という。））に定めるもののほかこの作設指針の定めるところによる。

第 1 指針の目的

この指針は、森林造成補助事業の対象となる作業道等の構造規格、設計の基準及び補助金査定に必要な事項を定め、作業道等の開設における基本的事項を定めるとともに、補助金査定の適正を確保することを目的とする。

第 2 路線選定の方針

開設路線は、次の方針により選定する。

- 1 地形、地質、気象、植生及び崩壊地等の自然条件を考慮し、開設に伴う自然環境及び林地の保全に十分配慮すること。
- 2 線形は、開設目的が十分達成されるものであり、かつ、最も経済的な線形を設定すること。
- 3 大きな沢の横断、擁壁等、永久構造物を必要とする箇所は避けること。
- 4 車両、歩行者の安全利用等に十分配慮すること。
- 5 前項までの規定により制定した路線は、1/5,000 森林計画図、空中写真等を利用し、路線の起点、終点、計画線を記入し、現地を踏査し、計画線につき次の事項を検討する。踏査中に更に良い線形が見出された場合は、計画線にこだわらず最も適切な線形を採用するものとする。
 - (1) 自然環境及び林地の保全に対する悪影響はないか。
 - (2) 崩壊等災害発生危険はないか。
 - (3) 地形、地質的に実施可能か。
 - (4) 造林上必要な地点を通っているか。
 - (5) 低コストで作設できるか。
 - (6) 車両等の安全利用が確保できるか。
- 6 森林の所有界、所有者を調査し、作業道等敷への土地提供等の可否を検討し、関係者の承諾を得ることが可能なこと。
- 7 作業道等敷が保安林等制限林である場合は、所要の手続きを行うこと。

第 3 構造・規格

作業道等の構造・規格は、作設指針及びマニュアル等を標準とする。

第4 設計及び測量

設計の種類は、メートル当たり標準単価方式による。

ただし、標準単価方式によらない場合については、別途信州の森林づくり事業実施要領により協議を行う。

2 調査、測量

(1) 延長測量

測点杭は、路線の変曲点、地形の変化点及び工作物の設置箇所等に設けるものとし、それぞれの測点間の方位角、距離をポケットコンパス、巻尺等により測定する。測点杭には追番を付するものとする。

(2) 横断測量

地形の変化点ごとに、全幅員、地山の勾配を、ポール横断又は各種横断測量機により測定する。

(3) 工作物等の調査

工作物の必要な位置、規格、数量等を決定する。

第5 工事の施工

施工に当たっての仕様書は、前項までの規定及び次の事項を留意のうえ、各事業主体において作成すること。

(1) 作業に当たっては、自然環境及び林地の保全に十分配慮すること。

(2) 切取土量が多い場合は、土砂流出の恐れのない場所に盛土するか、土砂流出防止の適切な措置をとること。

(3) 土壌概要を把握し、作業の難易度や作業システムの検討をする。

(4) 施工過程の写真は、起点、終点、施工前後、施工中の状況、使用機種等を撮影し整理すること。

第6 補助金の交付申請及び事業調査

1 補助金の交付申請は、信州の森林づくり事業実施要領第8の規定により行うものとする。

2 現地調査

信州の森林づくり事業調査内規（平成21年4月1日付け21森推第11号林務部長通知）によるものとし、次に掲げる項目及び方法により、事業施行地実測図（信州の森林づくり事業新様式第12号）を基に、内訳書（新様式第11-1号）により調査を行う。

(1) 延長

数箇所について、測点間距離を調査する。延長は、測点間の距離の累計とし、表示はm以下を切捨てたm単位止めとする。

地山勾配によって以下のとおり区分する変化点を測点とし、測点間距離を調査する。

地山勾配	5° 未満 5° 以上～15° 未満 15° 以上～25° 未満 25° 以上
------	--

(2) 横断

ア 起点、終点のほか必要と認める箇所について、幅員を調査する。また、300mに1箇所以上地山勾配を調査する。

イ 切取、盛土、幅員は第3の構造・規格を限度として調査する。

(3) 工作物等

施行箇所ごとに、規格、数量、仕上がり状況を調査する。なお、敷砂利については厚さ、敷き均し状況を確認する。

2 書類調査

次の事項について、書類及び聞き取り調査を行う。

- (1) 作業路計画書との照合
- (2) 保安林等制限の有無及び手続きの適否
- (3) その他必要な事項

第7 管理

事業主体は森林作業道台帳（様式1）を作成の上、市町村長に写しを提出する。
また、管理者は「作設指針」に沿う維持管理に努める。

附則

この要綱は、平成23年度事業から適用する。